

# 第5期雄武町総合計画 前期財政計画（案）



平成 19 年 9 月

雄 武 町

# 第5期総合計画 前期財政計画

## 1. 計画策定のねらい

雄武町の財政計画は、「第5期雄武町総合計画」に基づく施策・事業を効率的かつ計画的に推進するために、将来の財政見通しを予想できる範囲で明らかにするとともに、中期的な展望に立って限られた財源の効率的な運用を図り、健全な財政運営を行うための一定の指針とするため策定するものです。

三位一体改革による税源移譲により、国や地方をとりまく財政状況は大きく変化し、平成19年度は所得税から町民税への税源移譲が本格実施されました。

また、地方交付税については、その総額の抑制や人口の減少が大きく影響してくることは明らかで、さらに平成19年度から導入された新型交付税の今後の動向にも注視が必要です。

策定にあたっては、今後も健全な財政運営を行なうことを第一に、第5期雄武町総合計画に盛り込まれた事業の実施や事務事業等の合理化・効率化による行政経費削減効果を想定できる範囲で見込んでいます。

## 2. 計画期間および会計単位

(1) 計画期間 平成20年度から平成24年度(5箇年)

(2) 会計単位 一般会計

「一般会計」は、福祉・教育・土木・衛生などの町の基本的施策を行なうための会計であり、一方、特定の収入をもって特定の事業を行うために設けられているのが「特別会計」です。この計画では一般会計ベースで財政計画を立てていますが、特別会計については繰出金計上により反映されることとなっています。

## 3. 計画策定における試算条件

財政計画は、平成20年度から平成24年度までの5年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績や将来の経済情勢見通し、人口推計などを勘案しながら、一般会計ベースで作成したものです。

策定にあたっては、今後も健全な財政運営を行なうことを第一に、第5期雄武町総合計画に盛り込まれた実施計画事業の実施や事務事業等の合理化・効率

化による行政経費削減効果を想定できる範囲で見込んでいます。

項目ごとの主な内容は、次のとおりです。

## 【歳入】

### (1) 地方税

平成18年度決算額と平成19年度当初予算額を基に、将来の経済見通しや人口推計を踏まえ、現行の地方税制度を基本に推計しており、平成19年度以降の三位一体改革による税源移譲分を反映しています。

「地方税」は、普通税である町民税や固定資産税などのほか、目的税である都市計画税や入湯税が含まれます。

### (2) 地方譲与税・交付金

平成18年度決算額と平成19年度当初予算額を基に、将来の経済見通しや人口推計を踏まえ、現行制度を基本に推計しております。

「地方譲与税」は、自動車重量税などの一部が按分交付されるものであり、「交付金」には地方消費税交付金や自動車取得税交付金などが含まれます。

### (3) 地方交付税

平成18年度と平成19年度の算定結果を基に、起債に係る事業費補正分等の推移や人口推計を踏まえ、さらに平成19年度からの制度改正の影響を考慮のうえ推計しております。

「地方交付税」は、地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するものです。

### (4) 分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入

平成18年度決算額と平成19年度当初予算額を基に、第5期雄武町総合計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ、現行の条例等徴収基準により推計しております。

「分担金・負担金」は、特定の受益者等に求める負担であり、「使用料・手数料」は公共施設などの利用の対価として求める負担であります。「財産収入」とは、町所有の土地建物などの貸付や売払いに伴う収入および基金利子収入などです。

### (5) 国・道支出金、諸収入、地方債

平成18年度決算額と平成19年度当初予算額を基に、第5期雄武町総合

計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。

「国・道支出金」は、国や北海道が行うべき事業を町に委託する場合の委託金や、町が行なう事業に対して一定割合で補助する場合に交付されるものなどです。

#### (6) 繰入金

期間内における繰入金は、後年次の財政負担の軽減を図る目的で実施する国営かんがい排水事業負担金繰上償還の、一般財源相当分のみを見込んでおります。

「繰入金」は、町の基金などから繰り入れる場合の繰入金をいいます。

### 【歳出】

#### (1) 人件費

職員数については、退職者の補充を抑制することにより、定員適正化計画に設定されている目標人員（平成22年度に全会計合計で130人）との整合を図って計画を見込み、前期計画の最終年度となる平成24年度の一般会計職員数を94人に縮減することで推計しております。

「人件費」は、町議会議員の報酬や職員の給与等をいい、ここには各種審議会委員報酬なども含まれます。

#### (2) 扶助費

平成18年度決算額と平成19年度当初予算額を基に、第5期雄武町総合計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。なお、経常経費分については高齢者対策等の増額が不可欠な要因を考慮のうえ算定しております。

「扶助費」は、社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する費用です。児童福祉法や老人福祉法などの法令に基づくもののほか、町独自の施策によるものも含まれます。

#### (3) 公債費

平成18年度までの地方債発行実績および平成19年度の予算を基に、第5期雄武町総合計画に盛り込まれた事業実施等に係る地方債発行予定を考慮のうえ、これらを踏まえ推計しております。

「公債費」は、町債の償還に要する元利償還額と、一時的な借入をした場合の支払利息をいいます。

#### (4) 物件費

平成12年度予算編成以降、経常経費についてはマイナスシーリングを継

続しており、経常経費分は原則的に平成19年度当初予算ベースで据え置いて見込んでおります。また、政策事業分は第5期雄武町総合計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。

「物件費」とは、人件費・扶助費・維持補修費を除く消費的(支出効果が短期間で終わるもの)費用の総称で、賃金・旅費・需用費・役務費・委託料などが含まれます。

#### (5) 補助費等

平成12年度予算編成以降、経常経費についてはマイナスシーリングを継続しており、経常経費分は原則的に平成19年度当初予算ベースで据え置いて見込んでおります。また、政策事業分は第5期雄武町総合計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。

「補助費等」とは、町内団体等に補助する費用です。紋別地区消防組合への負担金などもここに含まれます。

#### (6) 普通建設事業費

平成18年度決算額と平成19年度当初予算額を基に、第5期雄武町総合計画に盛り込まれた事業の実施を踏まえ推計しております。

「普通建設事業費」とは、道路の新設や公共施設の建設などの費用のほか、最終用途が資本形成となる高齢者等住宅改修資金補助金などもここに含まれます。

#### (7) 繰出金

平成18年度決算額と平成19年度当初予算額を基に、第5期雄武町総合計画に盛り込まれた特別会計の事業実施等を考慮のうえ、これらを踏まえ推計しております。

「繰出金」とは、会計間で支出されるもので、本町では一般会計から国民健康保険事業特別会計、国民健康保険病院事業会計、公共下水道事業特別会計などに支出しています。

#### 4. 全体収支の見込み

(全体事業ベース)

(1) 歳入

(単位:千円)

区分	年度	平成19年度 (参考)	平成20年度 (計画1年度)	平成21年度 (計画2年度)	平成22年度 (計画3年度)	平成23年度 (計画4年度)	平成24年度 (計画5年度)	備考
地方税		570,900	562,500	553,300	551,700	549,400	539,800	
地方譲与税		92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	
利子割交付金		3,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
配当割交付金		400	400	400	400	400	400	
株式等譲渡所得割交付金		400	400	400	400	400	400	
地方消費税交付金		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	
自動車取得税交付金		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
地方特例交付金		2,800	2,800	2,800	1,800	1,800	1,800	
地方交付税		2,705,647	2,654,500	2,604,400	2,555,300	2,435,000	2,389,300	
交通安全対策特別交付金		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	
分担金及び負担金		29,729	35,329	39,810	44,722	40,916	45,000	
使用料		63,726	63,726	63,726	59,726	59,726	59,726	
手数料		25,973	24,260	24,260	24,260	24,260	24,260	
国庫支出金		91,080	124,848	172,958	141,845	144,942	72,030	
道支出金		262,076	289,287	275,951	213,293	152,288	281,798	
財産収入		30,043	26,371	39,459	65,593	65,593	69,836	
寄付金		1	1	1	1	1	1	
繰入金		-	-	103,612	250,947	-	-	
繰越金		57,090	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
諸収入		155,705	161,445	144,792	165,464	164,927	164,998	
地方債		231,139	219,405	837,175	351,300	66,000	80,800	
合 計		4,413,109	4,365,672	5,063,444	4,627,151	3,906,053	3,930,549	
対前年度伸率		0.12	0.01	0.16	0.09	0.16	0.01	

## (2) 歳出

(単位:千円)

区分	年度	平成19年度 (参考)	平成20年度 (計画1年度)	平成21年度 (計画2年度)	平成22年度 (計画3年度)	平成23年度 (計画4年度)	平成24年度 (計画5年度)	備考
人件費		888,831	841,504	829,558	845,357	784,122	782,905	
扶助費		180,530	186,570	185,990	185,630	185,230	184,870	
公債費		916,213	831,218	808,100	718,308	558,684	541,733	
義務の経費 小計		1,985,574	1,859,292	1,823,648	1,749,295	1,528,036	1,509,508	
物件費		640,470	637,143	659,331	651,315	651,573	644,495	
維持補修費		27,450	23,750	23,750	23,750	23,750	23,750	
補助費等		428,385	438,525	597,512	739,484	323,330	295,347	
普通建設事業費		376,647	607,496	1,169,303	678,476	518,392	494,772	
積立金		5,938	15,938	15,888	15,838	15,788	15,738	
貸付金		50,080	51,040	51,040	51,040	51,040	51,040	
繰出金		696,522	729,461	719,286	699,893	689,069	707,664	
予備費		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
合 計		4,213,066	4,364,645	5,061,758	4,611,091	3,802,978	3,744,314	
対前年度伸率		0.10	0.04	0.16	0.09	0.18	0.02	
歳入総額		4,413,109	4,365,672	5,063,444	4,627,151	3,906,053	3,930,549	
歳出総額		4,213,066	4,364,645	5,061,758	4,611,091	3,802,978	3,744,314	
形式収支 -		200,043	1,027	1,686	16,060	103,075	186,235	

## 5 . 財政指数等の見込み

(単位:千円)

区分	年度 平成19年度 (参考)	平成20年度 (計画1年度)	平成21年度 (計画2年度)	平成22年度 (計画3年度)	平成23年度 (計画4年度)	平成24年度 (計画5年度)	備考
経常収支比率	84.4%	82.8%	82.8%	85.0%	77.0%	77.9%	
実質公債費比率(3ヵ年平均)	15.4%	14.7%	14.3%	14.2%	13.3%	12.1%	
公債費比率	14.6%	12.1%	11.9%	11.2%	8.7%	8.6%	
起債制限比率(3ヵ年平均)	9.5%	9.0%	8.8%	8.1%	7.0%	5.9%	
地方債残高	5,496,359	4,987,223	5,108,014	4,834,068	4,432,531	4,055,986	
基金残高	2,287,628	2,303,566	2,215,842	1,980,733	1,996,521	2,012,259	
うち 財政調整基金残高	1,055,381	1,056,381	953,769	703,822	704,822	705,822	
うち 減債基金残高	606,148	607,148	608,148	609,148	610,148	611,148	

### 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常経費に、地方税・普通交付税等の経常的一般財源がどの程度充当されたかを表す指標である。町村では75%を超えないことが妥当といわれている。

### 実質公債費比率

平成18年度からの地方債の協議制移行に際して新設された指標で、公債費比率に繰出金などの公債費に準ずるものを加えたものである。この指標は3ヵ年平均で算定され、これが18%を超えると許可制へ移行され公債費負担適正化計画の策定が義務付けされる。

### 公債費比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充当された一般財源の額の標準財政規模に占める割合を示す比率である。

### 起債制限比率

地方税・普通交付税等の経常的に収入される財源のうち、公債費(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合の過去3年間の平均値で算定する指標である。